

山梨県社会保障推進協議会からの要請に対する回答書

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>1 国民健康保険証について、県内では約1200世帯に資格証明書、約1400世帯に短期保険証が交付されています。これは、滞納世帯のほぼ半数です。滞納世帯の多くは、保険料を払えない人たちです。「お金が無く、入院にかかれない」という事態を招かないため、収入が少なく、国保料が払えない人や子ども、高齢者、障害者、慢性疾患患者には、短期保険証や資格証明書ではなく、正規の保険証を発行するよう、市町村を指導して下さい。</p>	<p>国保援護課</p>	<p>国民健康保険料を滞納している被保険者には短期被保険者証が交付でき、1年以上滞納している被保険者には被保険者証に代わる資格証明書を交付することとされ、滞納者には、その実情を把握し、災害や疾病などの特別事情があれば、その実情を把握し、助言していただきます。児童・高齢者・障害者には、国の医療費公費負担制度の対象となる児童・高齢者・障害者には、資格証明書は交付せず、被保険者証による受診が継続されます。</p>
<p>2 国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、国保税(料)滞納の有無に関わりなく交付するよう、市町村に助言して下さい。</p>	<p>国保援護課</p>	<p>高額療養費自己負担限度額の認定証については、保険料を滞納していないことを確認したうえで交付することとされており、資格証明書の場合同様、滞納者の実情を踏まえ、対応するよう、助言していただきます。</p>
<p>3 国民健康保険の医療費窓口負担について、国民健康保険法44条に基づき、支払いが困難な人を対象にした減額、免除等の取り要綱を作成するよう、市町村に働きかけて下さい。</p>	<p>国保援護課</p>	<p>国民健康保険法第44条の減免制度は、いわゆる「できる」規定であり、その実施については市町村の判断に委ねられるものです。減免や徴収猶予など各種制度の運用については、担当者会議等を通じ、制度の周知や相談業務への取組など、市町村に対し適切に助言を行っています。今後とも、機会を捉えて適切に運用されるよう助言してまいります。</p>
<p>4 生活保護の申請書を福祉保健事務所の窓口(カウンター)に置いて、生活に困窮している人が誰でも申請できるようして下さい。</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>生活保護制度は、生活保護を必要とする人に、最低限度の生活を保障し、自立を援助する制度ではありますが、国で定めた要件を満たす必要はありません。申請書に生活状況等についてよくお話をうかがうとともに、制度の仕組みを十分に説明したうえでお渡しすることとしています。面接を希望されない場合であっても、申請の申し出があれば、申請書類をお渡ししていただきます。</p>

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>5 後期高齢者医療制度は中止・撤回するよう国に要請していただき。また、来年4月から実施される場合に備え、保険料を低く抑えるため、県や市町村から広域連合に補助金を出すように、関係者に働きかけて下さい。</p>	<p>国保保護課</p>	<p>平成18年6月法律公布された後期高齢者医療制度は、運営主体となる県広域連合も本年2月設立され、広域連合と市町村間のネットワーク整備など、来年4月運営開始に向け、準備が進められています。こうした状況において、制度の撤回等要請することは困難と考えます。また、保険料の軽減のために、高額医療費に対しては、支障や低所得者等の保険料軽減分の補填等を行い、後期高齢者の負担軽減を図ってまいります。</p>
<p>6 障害者「自立支援」法による利用者の1割自己負担によってホームヘルパーや施設の利用を控えるなどの実態があります。応益負担の見直しを国に求めるとともに、県独自の軽減策を実施して下さい。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>障害者自立支援法に基づき定率一割負担については、昨年度、障害をもつ人や関係団体等から改善を求める多くの意見が出され、県においても全国知事会等を通じて国に要望した結果、減額措置を盛り込んだ特別対策が講じられたところと見えます。現在、国において自立支援法の抜本的な見直しの動きもあるところから、その動向を十分に注視してまいります。</p>
<p>7 県の子どもの医療費助成制度について、対象を通院、入院とともに小学6年生までに拡大して下さい。</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>乳幼児医療費助成制度については、20年度から、窓口無料化を導入することとしております。なお、対象年齢の拡大については、新たな財政負担を伴うことから、本県財政への影響も見極めるとともに、実施主体である市町村と十分に協議をする中で、検討していきたいと考えております。</p>
<p>8 山梨県の医療費適正化計画の作成状況と内容を教えて下さい。</p>	<p>医 務 課</p>	<p>医療費適正化計画については、地域ケア体制整備構想などと整合をとりながら早期の策定に向け、医療機関のヒアリングなどの作業を進めています。</p>

要 請 内 容	所 管 課	回 答
<p>9 地域ケア整備構想の作成スケジュールを明らかにして下さい。療養病床数をいくつにする見込みなのか？療養病床から老健施設、有料ホーム、ケアハウスなどへの転床の見込み数とその根拠について明らかにして下さい。</p> <p>10 68、69歳を対象にした県高齢者医療費助成制度を存続するとともに、対象年齢を74歳までに広げて下さい。</p>	<p>長寿社会課 医療務課</p> <p>国保援護課</p>	<p>療養病床数については、国の医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（案）に基づき検討しています。医療機関地域ケア整備構想については、早期の策定に向け、医療機関のヒアリングなどの作業を進めています。</p> <p>国の医療保険制度改正により、70歳から74歳までの者の自己負担が、低所得者も含め現行の1割から2割に引き上げられることとなり、68歳、69歳の自己負担を1割とします。本制度に療養助成制度との間で負担の逆転が生じてしまします。本制度について、国の制度改正の主旨をふまえて、適切に検討を進めていきます。</p> <p>また、現行の助成制度の対象者を、新たに74歳まで拡大することとは、医療費の適正化を目指す国の制度改正の主旨に照らし適切ではないと考えています。</p> <p>なお、国において70歳から74歳の医療費自己負担増の1年間凍結など、高齢者医療の負担のあり方について検討が進められています。</p>